

# 仮置場の現状と返還における対応 について

平成 29 年 1 1 月 1 6 日 (木)

第 3 回南相馬市環境回復推進委員会

復興企画部 環境回復推進課

## 1 . 仮置場の原状回復に関する国の現状（1/3）

- 環境省は、平成28年12月20日開催の環境回復検討会（第17回）で「仮置場等の原状回復について（案）」を示しており、内容は以下のとおり。

### （1）仮置場等の原状回復に係る基本的考え方

#### < 基本的考え方 >

- 仮置場等の原状回復は、原則として、従前の土地の状態を考慮する。
- 土地の利用形態ごとに、実現可能で合理的な範囲・方法で行う。
- 土地所有者の要望や跡地利用計画によっては、工作物の撤去・現場発生材の処理までを行った後、従前の土地の状態までは復旧せず、土地所有者に引き渡す場合も考えられる。

# 1 . 仮置場の原状回復に関する国の現状 ( 2 / 3 )

P.2

## ( 2 ) 仮置場等の現状回復の手順

除去土壌等の回収・搬出・撤去



工作物の撤去・現場発生材の処理

- ・ 除去土壌等を回収・搬出・撤去した後、遮水シートや遮へい土など、仮置場に係る工作物や付帯設備を撤去



跡地の汚染状況の確認

- ・ 除去土壌等を撤去した跡地の汚染状況を確認し、必要に応じて対処



復旧工の実施

- ・ 跡地の汚染状況を確認後、土地を原状回復
- ・ 原状回復は、原則、従前の土地の状態を考慮して施工
- ・ 土地所有者の要望や跡地利用計画も考慮



事後測定と記録

- ・ 復旧工完了後、跡地の空間線量率を測定・記録

# 1 . 仮置場の原状回復に関する国の現状 ( 3 / 3 )

## ( 3 ) 原状回復のガイドライン作成について

### < 主旨 >

- ・ 仮置場等からの除去土壌等の搬出終了後の原状回復も増加すると予想されることから、原状回復の手法をガイドラインとして取りまとめるものである。

### < ガイドライン ( 案 ) の作成 >


- ・ 既往の原状回復工事例を参考に、ガイドライン(案)を作成 ( ~ 平成29年3月)。
- ・ 適宜、専門家の意見を聴取。

### < 実例の集積と反映 >

- ・ (平成29年4月 ~ )ガイドライン(案)に基づき、搬出が終了した仮置場等において、原状回復工事の実例を蓄積し、ガイドライン ( 案 ) へと反映する。

### < ガイドラインの確定・公表・運用 >

- ・ 平成29年夏以降に開催される環境回復検討会にて、ガイドラインを確定し公表する予定。
- ・ 平成30年度以降に増加が見込まれる原状回復工事において、当ガイドラインを適用・活用していく方針。

- 
- ・ 平成29年11月13日現在において、第18回環境回復検討会の開催日は公表されておらず、まだ、ガイドライン ( 案 ) も示されていない。

## 2 . 仮置場の原状回復に関する市の現状 ( 1 / 2 )

P.4

### 馬場仮置場

平成25年の借地当初から、ほ場整備の計画があり、その工事前までに敷地を返還する必要があり、28年度に一部を返還し、29年度に残りの敷地を返還する。  
仮置場敷地返還にあたり、ほ場整備施工委員会（地権者代表）・県・土地改良区・市で話し合い、環境省と相談しながら原状回復をすすめた。

### < 原状回復にあたり実施したこと >

- ・ 敷地は元々、田であり、本来、元通りの田の状態に復旧すべきであるが、敷地返還直後に、ほ場整備が実施されるため、畦畔の復旧は実施しないこととした。
- ・ 除去土壌等搬出後に仮囲い・遮水シート等を撤去し、農地除染を実施。
- ・ 原状回復後にモニタリングを実施。

### < モニタリング結果 >



H28年度に返還した赤枠の敷地について

		測定・採取日		測定点
		仮置場整備前	原状回復後	
空間線量率 ( $\mu$ Sv/h)	平均	0.92	0.25	26箇所
	最大	1.30	0.42	
		H25.4月	H29.1月	
土壌の放射能 濃度(Bq/kg)	平均	3,555	845	26箇所
	最大	11,389	2,525	

空間線量率及び土壌の放射能濃度について、仮置場整備前と比べ原状回復後は、大きく数値が減少している。

## 2 . 仮置場の原状回復に関する市の現状 ( 2 / 2 )

P.5

### 馬場仮置場からの除去土壌等の移送及び仮置場の原状回復

馬場仮置場については、平成29年度から実施されるほ場整備工事に支障を来さないよう、早急に原状回復を行い、敷地を返還する必要があることから、以下のことを実施。

#### 保管除去土壌等の移送

- ・馬場仮置場の保管除去土壌等量：74,035袋
- ・環境省から本市に割り当てられた中間貯蔵施設への輸送量：H28年度 5,000袋
- ・馬場仮置場の除去土壌等の全量を平成28年度中に中間貯蔵施設へ輸送することができないことから、他の仮置場への移送を調整。
- ・結果として、環境省が小高区東部仮置場を拡張し、市が当該仮置場に移送した。

#### 除去土壌等の移送及び仮置場の原状回復にかかる費用

- ・第1工区（平成28年度に返還した東側の敷地）  
年 度：H27年度、H28年度  
委託料： 881,987千円
- ・第2工区（平成29年度に返還する西側の敷地）  
年 度：H28年度、H29年度  
委託料：5,548,043千円（見込み）  
（委託料合計：6,430,030千円）

### 3 . 一時集積所の原状回復に関する市の現状

P.6

#### 一時集積所

農地除染除去物の一時仮置きのために整備した23箇所の一時集積所については、下記のとおり原状回復を行った。

#### 一時集積所原状回復作業工程（農地）

直前モニタリング（空間線量率・土壌の放射能濃度）

地権者説明

除染（除去物により土壌が沈下した場合は、客土を行う。また、深耕により営農に支障のある石礫が発生した場合は、石礫破碎を行う。）

平均空間線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下の場合は の土壌改良を行う。

土壌改良（ケイ酸カリ・ヨウリン・ゼオライト・堆肥の散布。）

直後モニタリング（ に同じ）

地権者と現地立会・完了確認

地盤沈下していた場合は、地権者に確認しながら対応。

## 4 . 除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送 について ( 1 / 2 )

### 南相馬市の除去土壌等の保管量と輸送について

#### 除去土壌等の保管状況

( H29.8.18時点 )

管理区分	保管場所	箇所数	除去土壌等の保管量(袋)		
			可燃	不燃	合計
国	仮置場	14	477,515	398,253	875,768
市	仮置場	37	257,002	459,542	716,544
	現地	89	2,600	59,985	62,585
合計		140	737,117	917,780	1,654,897

#### 中間貯蔵施設への輸送の状況

H 2 7 年度 1 , 1 0 3 袋

H 2 8 年度 5 , 1 5 1 袋

H 2 9 年度 2 0 , 5 0 0 袋 ( 予定 )

合 計 2 6 , 7 5 4 袋 ( H29 予定を含む )



## 4 . 除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送 について ( 2 / 2 )

### 南相馬市における除去土壌等の輸送の順番について

#### 輸送実施の順番

##### 設置時期の早い仮置場

- ・ 設置から 5 年経過している仮置場もあり、土のう袋の耐久性の問題もあることから、原則として、設置が早かった仮置場の輸送を優先する。

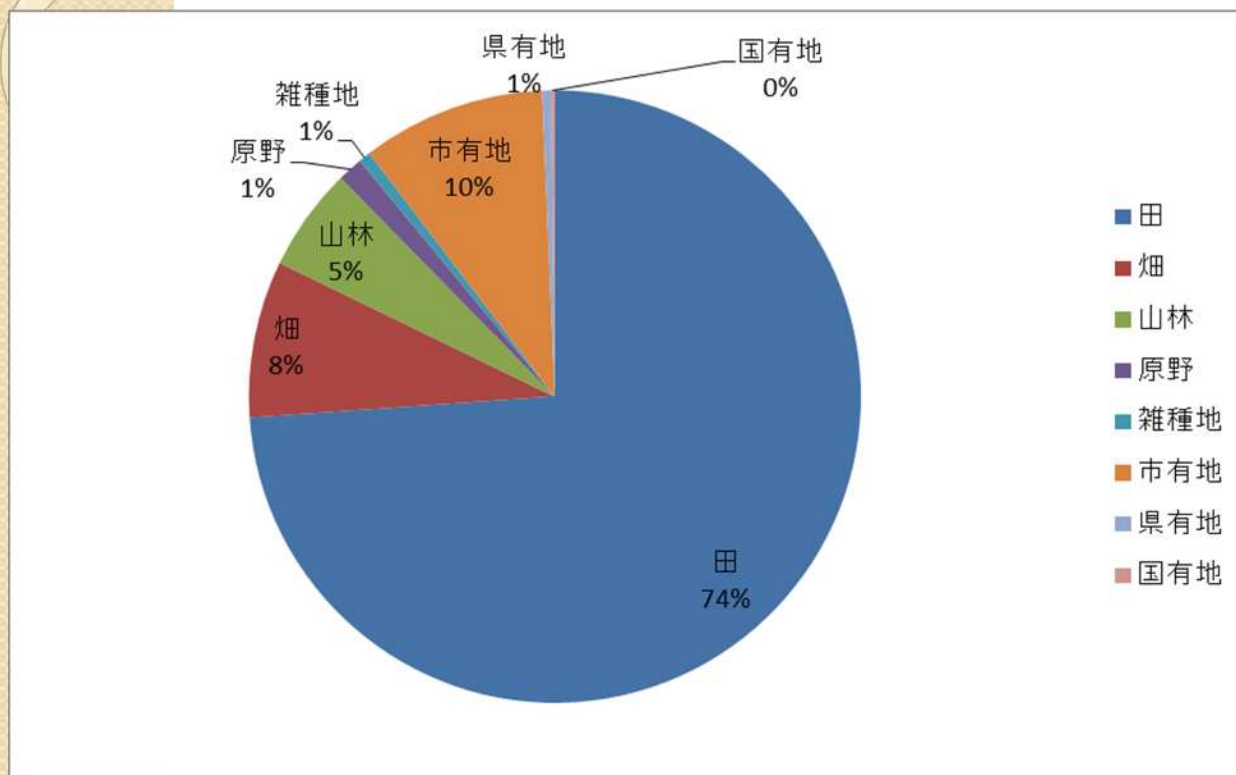
##### ほ場整備の計画がある仮置場

- ・ ほ場整備の実施計画がある仮置場については、 よりも輸送の実施を優先する。  
( 現在、矢川原・上栃窪・栃窪・中太田及び深野で、ほ場整備の計画がある。 )

### 現地保管の除去土壌等の輸送について

- ・ 除去土壌等は、発生した地区により搬入する仮置場を決めているが、仮置場設置前に除染等により発生した除去土壌等は、現地（主に学校や公園）保管している。
- ・ 現地保管の除去土壌等については、その地区の仮置場からの除去土壌等の輸送時期に合わせて、現地から掘り起こし、仮置場に運び込んだ上で、中間貯蔵施設への輸送を行う。

# 参考 南相馬市における仮置場の地目別地積割合 (H29.8月末時点)



地目	地積 (ha)	割合 (%)
田	232.3	73.9%
畑	26.1	8.3%
山林	17.2	5.5%
原野	4.2	1.3%
雑種地	2.0	0.6%
市有地	30.5	9.7%
県有地	1.5	0.5%
国有地	0.6	0.2%
合計	314.4	100.0%

直轄仮置場を含む

南相馬市においては、仮置場の合計面積314.4haのうち、田が232.3ha (73.9%)、畑が26.1ha (8.3%)である。  
仮置場設置により、合計258.4haの農地の営農再開の妨げとなっている。